

市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会
令和7年9月18日
にぎわいスポーツ文化局

市第17号議案 横浜市市民文化会館条例の一部改正

1 趣旨

横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会及び横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会を統合し、横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会を設置するため、横浜市市民文化会館条例の一部を改正します。

2 改正の背景

横浜市市民文化会館関内ホール（以下「関内ホール」という。）、横浜市吉野町市民プラザ（以下「吉野町市民プラザ」という。）及び横浜市岩間市民プラザ（以下「岩間市民プラザ」という。）の3館は当該条例により設置される施設ですが、現在、関内ホールは単独で、市民プラザは2館を一体として指定管理者を指定しており、3館を2団体で管理及び運営を行っています。

一体的な管理・運営による指定管理者の事務量・経費の削減や、3館で連携した事業の効果的な実施のため、令和9年度からの次期指定管理者は3館を一体として選定（バンドリング）することとしたいため、指定管理者選定評価委員会を統合する必要があります。

3 条例改正前後における選定評価委員会の概要

現行条例		改正条例案	
選定評価委員会	担任事務	選定評価委員会	担任事務
<u>横浜市市民文化会館関内ホール指定管理者選定評価委員会</u>	<u>関内ホール</u> の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該文化会館の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務		
<u>横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会</u>	<u>吉野町市民プラザ</u> 及び <u>岩間市民プラザ</u> の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による当該文化会館の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務	<u>横浜市市民文化会館指定管理者選定評価委員会</u>	<u>関内ホール</u> 、 <u>吉野町市民プラザ</u> 及び <u>岩間市民プラザ</u> の指定管理者の候補者の選定、指定管理者による文化会館の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務

【参考】各施設の概要

施設名	関内ホール	吉野町市民プラザ	岩間市民プラザ
外観			
所在地	中区住吉町4丁目42番地1	南区吉野町5番地26	保土ヶ谷区岩間町1丁目7番地15
構造	鉄骨・鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地上5階(階数表示4階)・地下2階	鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階建	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨・鉄筋コンクリート造)地下1階・地上5階建
文化施設部分の床面積	9,112.15 m ²	2,760.08 m ²	2,120.93 m ²
機能	大ホール(1,038人)、小ホール(264人)、リハーサル室×4	ホール(200人)、ギャラリー、スタジオ×3、会議室	ホール(177人)、ギャラリー、レクチャールーム、スタジオ×4、リハーサル室
開館日	昭和61年(1986年)9月27日	平成元年(1989年)7月15日	平成3年(1991年)7月27日
指定管理者制度開始	平成18年4月1日	平成28年4月1日	平成28年4月1日
現指定管理者	かんないアート&メディアパートナーズ (※1)	吉野町・岩間アート&メディアパートナーズ(※2)	

※1 構成団体：(株)tvk コミュニケーションズ、(株)テレビ神奈川、(株)神奈川新聞社、(株)清光社、(公財)横浜市芸術文化振興財団

※2 構成団体：(株)tvk コミュニケーションズ、(公財)横浜市芸術文化振興財団、(株)清光社、(株)横浜メディアアド